「ねんきん定期便」に関するお問い合わせは、私学事業団電話相談室もしくは各ガーデンパレスの共済業務課にお電話くださるようお願いします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

問い合わせ先			
	私学事業団　電話相談室		03（3813）5291
	共済業務課	札　幌 ガーデンパレス	011 (222) 6234
		仙　台 ガーデンパレス	022 (299) 6231
		名古屋 ガーデンパレス	052 (957) 1388
		大　阪 ガーデンパレス	06 (6393) 9701
		広　島 ガーデンパレス	082 (262) 1134
		福　岡 ガーデンパレス	092 (752) 0651

【受付時間】月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9：00～17：15

電話番号はお間違えのないよう十分ご注意ください。また、休日明けや、このお知らせが届いた直後は電話が混み合い、かかりにくくなることがありますのでご了承ください。

「ねんきん定期便」にかかる Q&A 等は、私学共済ホームページをご覧ください。
私学共済ホームページ　https://www.pmac.shigaku.go.jp/
〔私学共済事業のご案内▶年金等給付▶年金加入記録・見込額等の通知▶「ねんきん定期便」の送付〕

※私学共済厚生年金（私立学校の教職員）以外の期間の「もれ」や「誤り」についてはお答えできない場合があります。その場合は、該当の実施機関をご案内しますので、ご自身で直接ご連絡ください。

「ねんきん定期便」パンフレット（節目年齢 59 歳）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

「ねんきん定期便」を送付します

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録を確認していただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や年金見込額などの年金に関する情報を送付するものです。

平成27年10月１日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険に公務員及び私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（又は最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」を送付します。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第１号被保険者及び第３号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者（私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

お勤めしていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。

ご自身の年金加入記録を確認していただき、「もれ」や「誤り」があると思われる人は、私学事業団までご連絡ください。
（問い合わせ先は、16 ページをご覧ください）

※公務員共済制度から提供された情報に不整合がある場合は、公務員共済加入記録を表示していません。詳細は加入していた共済組合にお尋ねください。

B(R7.11)

「ねんきん定期　便」の見方①

1　これまでの年金加入期間

ⓐ 「国民年金 第1号被保険者」欄

◆保険料を納めている期間及び保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※３/４免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。

◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

ⓑ 「国民年金 第3号被保険者」欄

◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは
・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の人が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第２号被保険者）に扶養されている場合、この人を「第３号被保険者」といいます。
・第３号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第２号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い
・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても､次の期間は第１号被保険者に該当します。
〔・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが､65歳以上(年金を受け取る権利がある人)の期間〕
・第１号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届け出が必要となりますので、忘れずに届け出してください。
※すでに種別変更の届け出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い
・実態は第１号被保険者であるが、上記の種別変更の届け出が行われていないため、そのまま第３号被保険者として登録されている期間を「３号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。
・「３号不整合期間」を訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から２年を経過すると時効で納めることができません。
・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
お心当たりの人は、年金事務所にお問い合わせください。

ⓒ 「合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

ⓓ 「公務員厚生年金」「私学共済厚生年金」欄

◆被用者年金制度の一元化前（平成27年９月以前）の国家公務員･地方公務員及び私立学校の教職員だった期間は、「公務員厚生年金」又は「私学共済厚生年金」の期間に含めて表示しています。

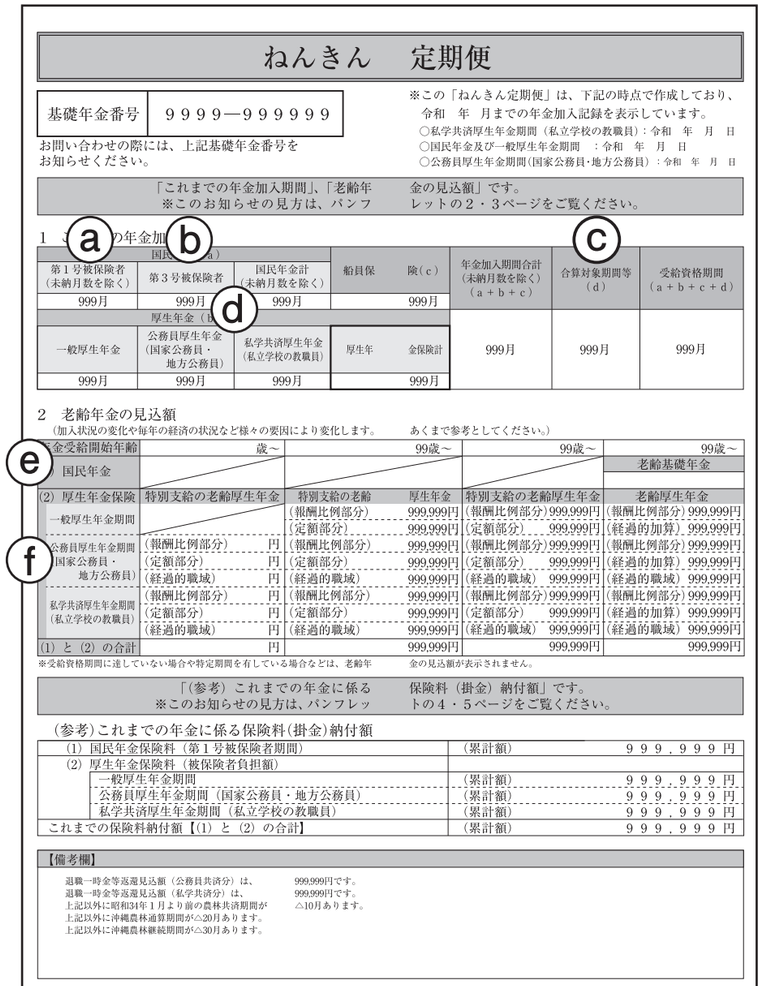

ねんきん　定期便

基礎年金番号	９９９９―９９９９９９

お問い合わせの際には、上記基礎年金番号をお知らせください。

※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、令和　年　月までの年金加入記録を表示しています。
○私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）：令和　年　月　日
○国民年金及び一般厚生年金期間　：令和　年　月　日
○公務員厚生年金期間（国家公務員･地方公務員）：令和　年　月　日

「これまでの年金加入期間」､「老齢年金の見込額」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの２・３ページをご覧ください。

1　これまでの年金加入期間

国民年金（ⓐ）					ⓒ
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金合計（未納月数を除く）	船員保険（c）	年金加入期間合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
999月	999月	999月	999月	999月	999月	999月

厚生年金（ⓑ）					
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険計		
999月	999月	999月	999月		

2　老齢年金の見込額
（加入状況の変化や毎年の経済の状況など様々の要因により変化します。　あくまで参考としてください。）

ⓔ 年金受給開始年齢	歳～	99歳～	99歳～	99歳～
国民年金				老齢基礎年金
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間		(報酬比例部分) 999,999円	(報酬比例部分) 999,999円	(報酬比例部分) 999,999円
		(定額部分) 999,999円	(定額部分) 999,999円	(経過的加算) 999,999円
ⓕ 公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 999,999円	(報酬比例部分) 999,999円	(報酬比例部分) 999,999円
	(定額部分) 円	(定額部分) 999,999円	(定額部分) 999,999円	(経過的加算) 999,999円
	(経過的職域) 円	(経過的職域) 999,999円	(経過的職域) 999,999円	(経過的職域) 999,999円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 999,999円	(報酬比例部分) 999,999円	(報酬比例部分) 999,999円
	(定額部分) 円	(定額部分) 999,999円	(定額部分) 999,999円	(経過的加算) 999,999円
	(経過的職域) 円	(経過的職域) 999,999円	(経過的職域) 999,999円	(経過的職域) 999,999円
(1) と (2) の合計	円	999,999円	999,999円	999,999円

※受給資格期間に達していない場合や特定期間を有している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。

「（参考）これまでの年金に係る保険料（掛金）納付額」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの４・５ページをご覧ください。

（参考）これまでの年金に係る保険料(掛金)納付額

(1) 国民年金保険料（第１号被保険者期間）	(累計額)	９９９，９９９円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）		
一般厚生年金期間	(累計額)	９９９，９９９円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	(累計額)	９９９，９９９円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	(累計額)	９９９，９９９円
これまでの保険料納付額【(1) と (2) の合計】	(累計額)	９９９，９９９円

【備考欄】
退職一時金等返還見込額（公務員共済分）は、999,999円です。
退職一時金等返還見込額（私学共済分）は、999,999円です。
上記以外に昭和34年１月より前の農林共済期間が△10月あります。
上記以外に沖縄農林通算期間が△20月あります。
上記以外に沖縄農林継続期間が△30月あります。

B　-1

「2　老齢年金の見込額」が表示されていない人へ

◆次のことが考えられます。
・同月内で重複している年金加入記録がある。
・前制度の喪失が未確認である。
・厚生年金保険に統合されていない旧農林漁業団体職員共済組合の加入記録がある。
・「ねんきん定期便」作成年月日時点で受給資格期間（120 月）を満たしていない。

障害年金や遺族年金を受給している人へ

◆障害年金を受給している人は、将来、老齢年金を受給することができるようになったときに、どちらか一方の年金を選択することになります。
◆遺族年金を受給している人は、将来、特別支給の老齢厚生年金を受給することができるようになったときに、どちらか一方の年金を選択することになります。
また、65歳以降は、老齢厚生年金との差額が遺族年金の支給額になります。

2　老齢年金の見込額

◆老齢年金を受給するには、原則として受給資格期間が10年（120月）以上必要なため､「ねんきん定期便」作成年月日時点で120月を満たしていない場合は、老齢年金の見込額を表示していません。

◆老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。

◆同月内で重複している年金加入記録がある場合又は前制度の喪失が未確認の場合などは、老齢年金の見込額を表示していません。

◆昭和54年12月31日以前に退職した人で、その期間の年金の原資を一時金で全額受給している場合は、老齢年金見込額の算定基礎になりません。

◆厚生年金基金に加入している期間も、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして年金見込額を計算していますが、厚生年金基金の年金額等のご確認は、その当時加入していた厚生年金基金、もしくは企業年金連合会に照会してください。

ⓔ 「(1) 国民年金」欄

◆老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示しています。

◆老齢基礎年金の見込額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
・国民年金の第１号被保険者期間（未納期間を除く）及び第3号被保険者期間
・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間

◆老齢基礎年金の見込額には、付加年金の金額も含まれています。

ⓕ 「(2) 厚生年金保険」欄

◆老齢厚生年金の本来の支給開始年齢は65歳ですが、厚生年金の期間が12月以上あり、受給資格期間を満たしている女子は、下記の生年月日により一般厚生年金期間にかかる特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。
〔昭和37年４月２日～昭和39年４月１日　…　63歳から
昭和39年４月２日～昭和41年４月１日　…　64歳から〕

◆被用者年金制度の一元化により、公務員及び私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関（１ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間及び私学共済厚生年金期間ごとに計算した老齢厚生年金及び特別支給の老齢厚生年金の見込額を表示しています。

◆離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬が分割対象となった人は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

◆定額部分と報酬比例部分
・60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金は｢定額部分｣と｢報酬比例部分｣からなっています。
・「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。
・「報酬比例部分」は、総報酬制導入前の期間（平成15年3月以前）と導入後の期間（平成15年４月以降）に分けて計算したうえで、合計した金額となります。

◆経過的職域
・被用者年金制度の一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっていました。この加算額を「職域加算部分」といいます。
・被用者年金制度の一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成27年9月以前）については、別途「経過的職域」として、各共済組合等から支給されます。

◆経過的加算
・上記のとおり、「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。ただし、当分の間は、老齢基礎年金の金額より「定額部分」の金額の方が多いため、65歳以降の老齢厚生年金には「定額部分」から老齢基礎年金を引いた金額が加算されます。この加算額を「経過的加算」といいます。

B(R７.11)

「ねんきん定期　便」の見方②

（参考）これまでの年金に係る保険料（掛金）納付額

ⓖ 「(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)」欄

◆以下の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
・国民年金保険料の一部免除(半額免除、3/4免除及び1/4免除)期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

ⓗ 「(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額)」欄

◆以下の条件で、加入当時の報酬(標準報酬月額・標準賞与額)に、加入当時の保険料率(掛金率)を乗じて計算しています。

各欄共通

・被保険者負担額のみを計算しています。

※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先によって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

・育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納める保険料)を除いた保険料納付額を計算しています。

・平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。

・平成14年4月に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。

右上へ続く ↗

ねんきん　定期便

基礎年金番号	９９９９―９９９９９９

お問い合わせの際には、上記基礎年金番号をお知らせください。

※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、令和　年　月までの年金加入記録を表示しています。
○私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）：令和　年　月　日
○国民年金及び一般厚生年金期間　：令和　年　月　日
○公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)：令和　年　月　日

「これまでの年金加入期間」、「老齢年金の見込額」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの２・３ページをご覧ください。

1　これまでの年金加入期間

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間合計（未納月数を除く）（a＋b＋c）	合算対象期間等（d）	受給資格期間（a＋b＋c＋d）
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金計（未納月数を除く）				
999月	999月	999月	999月	999月	999月	999月

厚生年金（b）				
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険計	
999月	999月	999月	999月	

2　老齢年金の見込額
（加入状況の変化や毎年の経済の状況など様々の要因により変化します。　あくまで参考としてください。）

年金受給開始年齢	歳～		99歳～		99歳～		99歳～
(1) 国民年金							老齢基礎年金
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金		特別支給の老齢厚生年金		特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金
一般厚生年金期間			（報酬比例部分）	999,999円	（報酬比例部分）	999,999円	（報酬比例部分） 999,999円
			（定額部分）	999,999円	（定額部分）	999,999円	（経過的加算） 999,999円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（報酬比例部分）	円	（報酬比例部分）	999,999円	（報酬比例部分）	999,999円	（報酬比例部分） 999,999円
	（定額部分）	円	（定額部分）	999,999円	（定額部分）	999,999円	（経過的加算） 999,999円
	（経過的職域）	円	（経過的職域）	999,999円	（経過的職域）	999,999円	（経過的職域） 999,999円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（報酬比例部分）	円	（報酬比例部分）	999,999円	（報酬比例部分）	999,999円	（報酬比例部分） 999,999円
	（定額部分）	円	（定額部分）	999,999円	（定額部分）	999,999円	（経過的加算） 999,999円
	（経過的職域）	円	（経過的職域）	999,999円	（経過的職域）	999,999円	（経過的職域） 999,999円
(1) と (2) の合計		円		999,999円		999,999円	999,999円

※受給資格期間に達していない場合や特定期間を有している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。

「(参考) これまでの年金に係る保険料（掛金）納付額」です。
※このお知らせの見方は、パンフレットの４・５ページをご覧ください。

ⓖⓗ (参考)これまでの年金に係る保険料(掛金)納付額

(1) 国民年金保険料（第１号被保険者期間）	（累計額）	９９９，９９９円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）		
一般厚生年金期間	（累計額）	９９９，９９９円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（累計額）	９９９，９９９円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（累計額）	９９９，９９９円
これまでの保険料納付額【(1) と (2) の合計】	（累計額）	９９９，９９９円

ⓘ 備考欄】

退職一時金等返還見込額（公務員共済分）は、999,999円です。
退職一時金等返還見込額（私学共済分）は、999,999円です。
上記以外に昭和34年１月より前の農林共済期間が△10月あります。
上記以外に沖縄農林通算期間が△20月あります。
上記以外に沖縄農林継続期間が△30月あります。

B　-1

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。

・国家公務員から地方公務員に転職されている場合又は地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額及び掛金率）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員)」欄

・育児休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に保険料納付額を計算しています。

※養育特例とは
子が３歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬月額が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬月額とみなすこととされています。

ⓘ 【備考欄】

◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている人は、老齢厚生年金の受給権が発生したときに、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。
なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

・過去に支給を受けた退職一時金は、次の①又は②に該当する場合、年金の受給権が発生したときに返還していただかなければならないこととされています。

① 年金の財源を凍結することなく退職一時金を全額受給した人が、その後私学共済制度に再加入し、加入者期間の合計が20年以上となった

② 年金の財源分を凍結し、かつ、退職一時金も受給していた

①について、加入者期間の合計が20年未満の場合、退職一時金を受けた期間は年金の算定対象期間になりませんので、退職一時金の返還は生じません。

B(R7.11)

「これまでの『年金加入　履歴』です。」の見方①

ⓐ 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合）
私学：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種　別	該　当　者
第１号被保険者	日本国内にお住まいの 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の人とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第３号被保険者でない人）
第３号被保険者	第２号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者で、原則として年収が 130 万円未満の人

◆「②加入制度」欄が「厚年」又は「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）又は船舶所有者名を表示しています。

・ 年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）又は船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。

・ 厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合や旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が 10 年未満」で脱退した人

▶企業年金連合会（企業年金コールセンター）0570－02－2666（ナビダイヤル）
※お客様の電話番号が 050 で始まる場合は、03－5777－2666

「厚生年金基金の加入期間が 10 年以上」で脱退した人

▶当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

これまでの『年金　加入履歴』です。

示している「年金加入履歴」に「もれ」や「誤り」がないか、ご覧ください。
のお知らせの見方はパンフレットの６～９ページを参照ください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	私学	私学共済	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
2	厚年	厚生年金保険	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
		（基金加入期間	平成 99.99.99	平成 99.99.99	）
3	公共	公務員共済	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
4	厚年	東京株式会社	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
		（空いている期間があります。			）
5	国年	第１号　被保険者	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
6	国年	第３号　被保険者	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
7	公共	公務員共済	#平成99.99.99		999
8	私学	私学共済	#令和99.99.99		999

⑦国民年金（a）										⑧船員保険（c）	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	４分の３免除月数	４分の１免除月数	学特等月数	第３号月数	納付済等月数　計	付加保険料納付済月数（再掲）	未納月数（※）	加入月数	加入期間
999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999

⑨厚生年金保険（b）								⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）(a+b+c)	⑪合算対象期間等 (d)	⑫受給資格期間 (a+b+c+d)
一般厚生年金（厚年）		公務員厚生年金（公共）		私学共済厚生年金（私学）		厚生年金保険　計				
加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（基金）（経過的職域）	加入期間（基金）（経過的職域）			
999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999)	999 (999) (999)	999 (999) (999)	999	999	999

B　-2

ⓒ 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

◆前制度の喪失が未確認又は前制度と加入期間が重複している場合は、前後の期間に「#」を表示しています。

ⓓ 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
現在加入中の場合は、空欄となります。

ⓔ 「⑥加入月数」欄

◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。
なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。

◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第１号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

B(R7.11)

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方②

年金記録確認のチェックポイント

ア　年金加入履歴を表示している前の期間

イ　空いている期間

ウ　年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間は、特にご確認いただきたいポイントです。
以下の項目に該当する場合は、☑を入れてください。

この期間 働いていなかった	☑学生であったが国民年金に加入していた。 ☑夫(妻)の扶養家族であったが、国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。
この期間 働いていた	☑退職後、結婚し姓が変わった。 ☑いろいろな名前の読み方がある。 ☑事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。 ☑事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。 ☑転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。 ☑同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。 ☑勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。 ☑試用期間中に退職した。 ☑保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

☑が入った人は、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。
お近くの年金事務所又は私学事業団までお問い合わせください。

これまでの『年金加入履歴』です。

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご覧ください。
(このお知らせの見方は、パンフレットの６～９ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
ア	私学	私学共済	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
2	厚年	厚生年金保険	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
		(基金加入期間	平成 99.99.99	平成 99.99.99	)
3	公共	公務員共済	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
4	厚年	東京株式会社	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
イ		(空いている期間があります。			)
5	国年	第１号　被保険者	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
6	国年	第３号　被保険者	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
7	公共	公務員共済	#平成99.99.99		999
8	私学	私学共済	#令和99.99.99		999
ウ					

f　g

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数　計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数	加入期間
999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999

h

⑨厚生年金保険 (b)								⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)(a+b+c)	⑪合算対象期間等(d)	⑫受給資格期間(a+b+c+d)
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険　計				
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(基金)(経過的職域)	加入期間(基金)(経過的職域)			
999(999)	999(999)	999(999)	999(999)	999(999)	999(999)	999(999)(999)	999(999)(999)	999	999	999

i

B-2

f 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

「納付済月数」欄
・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

「半額免除月数」、「３/４免除月数」及び「１/４免除月数」欄
・国民年金保険料の一部免除(半額免除、３/４免除及び１/４免除)を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

「学特等月数」欄
・学生納付特例制度又は納付猶予制度の適用を受けている期間(以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。
・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

「未納月数(※)」欄
・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
・この欄には、第３号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届け出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届け出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりの人は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。
・納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム(社会保険オンラインシステム)に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

g 「⑧船員保険」欄、h 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険及び厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間
・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年３月までは４/３倍し、昭和61年4月から平成３年３月までは６/５倍して表示しています。
※船員又は坑内員として加入した期間がない人は「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員及び私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

i 「⑪合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

B(R7.11)

「これまでの厚生年金保険の標準報酬　月額などの月別状況です。」の見方

ⓐ 「年度」欄

◆上段は年度を表示しています。
　４月から翌年３月までを１年度としています。

◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

（厚年）：厚生年金保険
（船保）：船員保険
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合）
（私学）：私立学校教職員共済制度
（旧共）：旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合

ⓑ 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「（厚年）」又は「（船保）」の場合

・育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
・産前産後休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（公共）」の場合

・昭和61年３月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年３月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
・育児休業期間及び産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
　※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額及び掛金率）を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（私学）」の場合

・育児休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
・産前産後休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（旧共）」の場合

・平成９年３月までの旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度導入前（昭和61年3月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
・厚生年金保険への統合前（平成９年３月以前）の旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。
・厚生年金保険への統合前（平成14年３月以前）の旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。

これまでの厚生年金保険の標準　報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と　大幅に相違していないかご確認ください。
（このお知らせの見方　ンフ　レットの10・11ページをご覧ください。）

ⓐ　ⓑ

「年度」は、4月から翌年3月まで　として　表しています。　例）平成20年度1月　→　平成21年1月

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入　なお、国民年金に加入している場合も、同様にブランクで　していないことを示します。　示されますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
昭和99年（私学）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
昭和99年（私学）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（厚年）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（厚年）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（厚年）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（公共）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（公共）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（公共）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（公共）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（厚年）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（厚年）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（私学）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（私学）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
平成99年（私学）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999
令和99年（私学）	標報（千円）	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999
	標賞（千円）	0	0	9,999	0	0	0	0	0	9,999	0	0	0
	納付額	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999	99,999

B　-3

厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、あなたが厚生年金保険又は船員保険に加入していた期間に、お勤め先の事業主からの届け出に基づき決定されたものです。

1.標準報酬月額

・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定するときに、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は65万円、下限（最低額）は８万８千円です。上限を超える又は下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限又は下限で決定しています。
　※標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

(1) 標準報酬月額を決定する時期

・標準報酬月額は、まず、加入（入社）した時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

＜定期的に決定する時期＞

平成14年度まで	5月から7月まで（私学共済の場合は5月・6月）の報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年９月から適用します。

・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

(2) 標準報酬月額の決定の基となる報酬

・標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2.標準賞与額

・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定するときに、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
・標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています。
・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
　※平成７年４月から平成15年３月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3.保険料の計算と納付

・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に、その当時の保険料率（※１）を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して（※2）納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

（※1）私学共済厚生年金（私立学校の教職員）に加入中の保険料は、都道府県からの補助金や軽減保険料率は反映されていないため、実際の納付額とは異なる場合があります。

（※2）折半する際の１円未満の端数の取扱いは、お勤め先によって異なるため、「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

B（R 7.11）

「これまでの国民年金保険料　の納付状況です。」の見方

ⓐ 「納付済月数等の内訳」欄

◆年度別に次の月数を表示しています。

「①納付」欄
・国民年金保険料を納めている月数又は第3号被保険者として登録されている期間の月数です。

「②免除」欄
・国民年金保険料の全額免除を受けている月数及び一部免除（半額免除、3/4免除及び1/4免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。

「③学生納付特例等」欄
・学生納付特例制度又は納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

「④計」欄
・①～③の合計月数です。

ⓑ 「⑤未納」欄

◆国民年金保険料を納めていない月数です。

・この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届け出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届け出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの人は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・一部免除（半額免除、3/4免除及び1/4免除）を受けている月であるが免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。

・国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算対象期間等」欄に表示しています。

ⓒ 「⑥合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

・「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

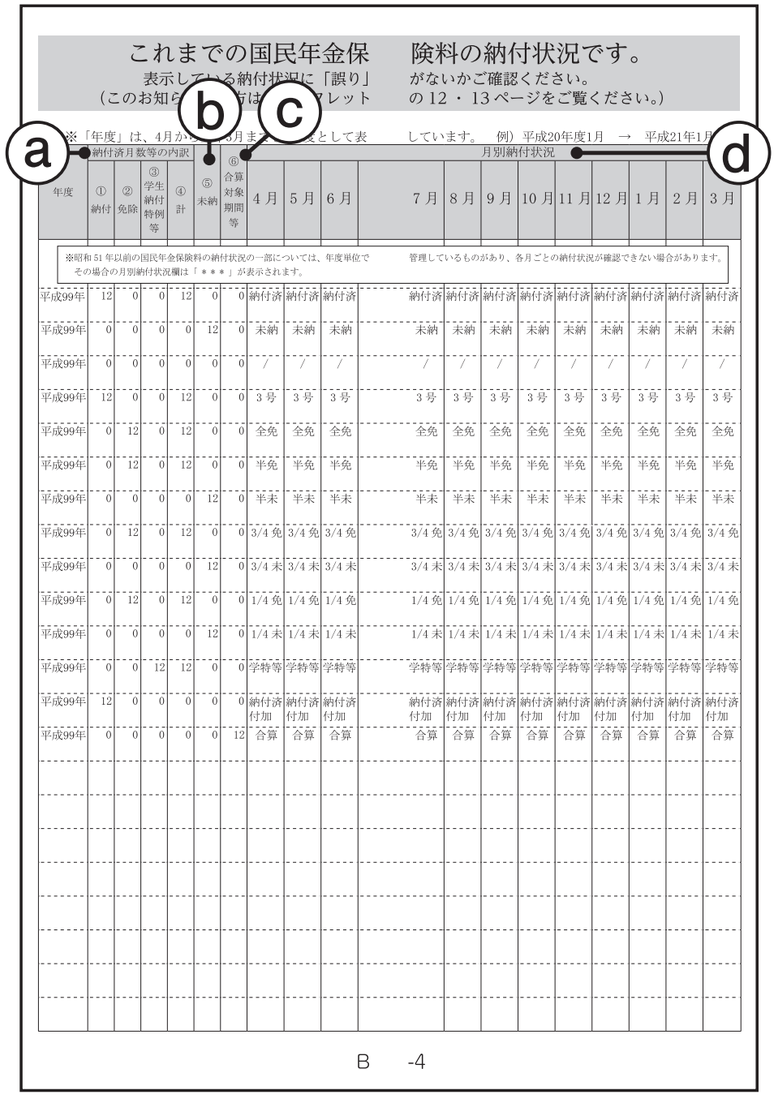

ⓓ 「月別納付状況」欄

表　示	説　明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 （国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 （又は「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です）
/	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます）に加入している月も同様です。
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です（未納期間です）。
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている月の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めていない月の表示です（未納期間です）。
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている月の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めていない月の表示です（未納期間です）。
学特等	学生納付特例制度又は納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	日本年金機構にご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

B(R7.11)

年金受給開始時期に関するお知らせです

65歳からの年金の受給開始を遅らせると
年金は増額できます。
75歳で最大84%UP

年金の受給開始時期は60歳から75歳まで自由に選択できます。受給開始を遅らせるほど、受け取れる年金額は増えていきます。

〈支給繰下げのイメージ〉

65歳からの年金受給を早く繰り上げて受給する場合の年金額は、一定の割合で減額となり、この減額率は生涯にわたり変わりません。老齢厚生年金を繰上げ受給する場合は老齢基礎年金も一体的に繰上げ受給しなければなりません。
昭和37年4月2日以後生まれの人の減額率は、1か月当たり0.4%（60歳からの繰上げ受給で最大24%）となります。

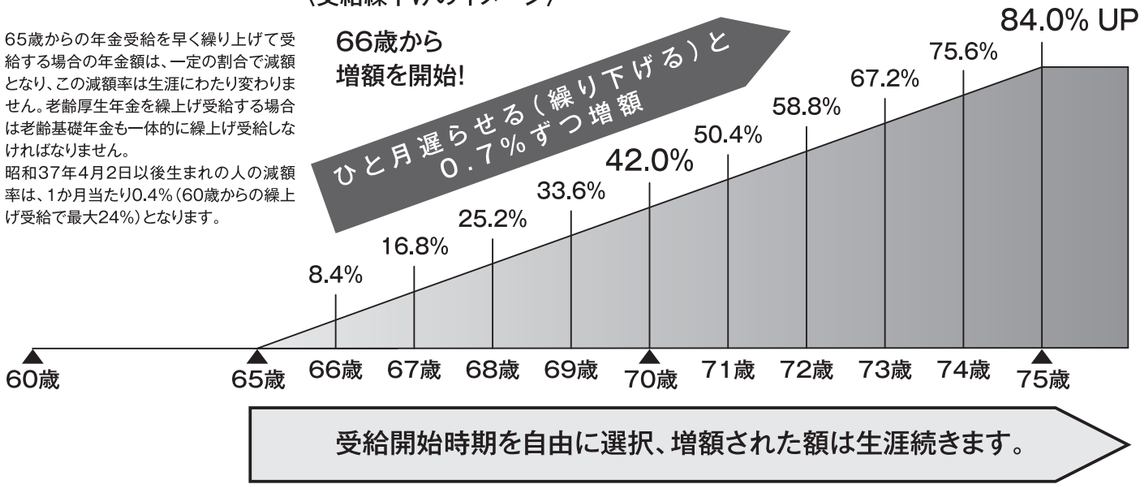

受給開始時期を自由に選択、増額された額は生涯続きます。

65歳以降は基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます。
「公的年金のしくみ」については次ページをご覧ください。

〔令和6年簡易生命表より（令和7年7月25日　厚生労働省発表）〕
◆65歳男性の平均余命19.47年（84.47歳）
◆65歳女性の平均余命24.38年（89.38歳）

公的年金のしくみ

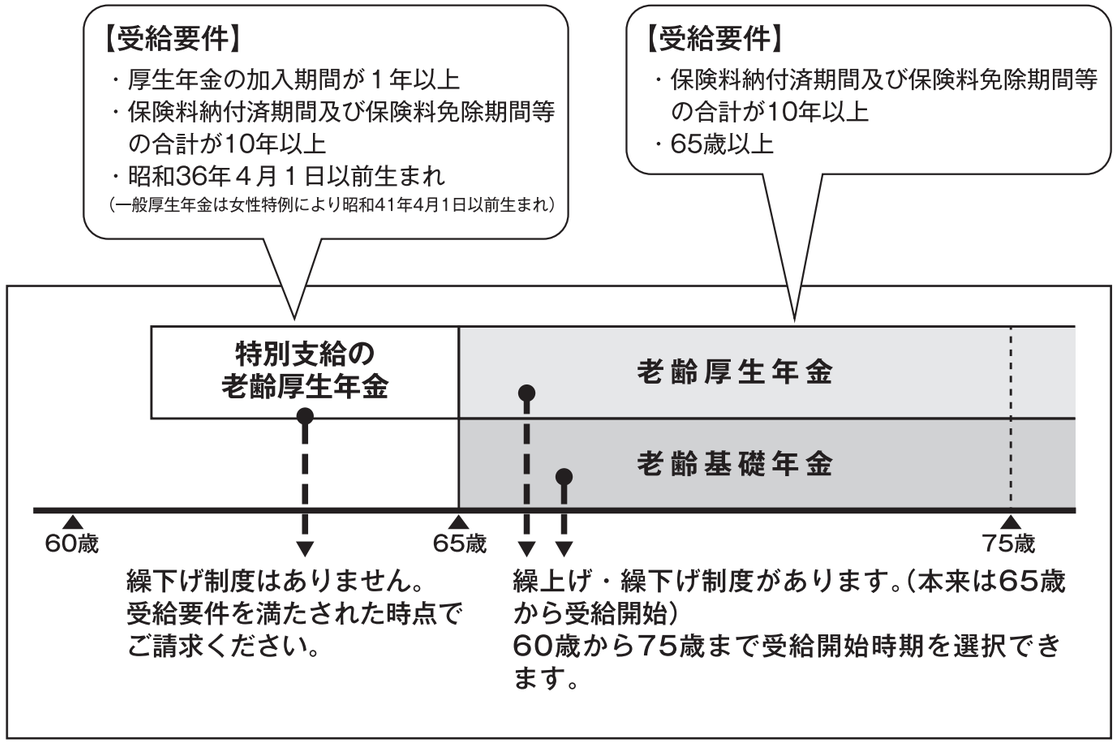

ご注意いただきたいこと

○老齢厚生年金を繰下げる場合、繰下げ期間中の「加給年金額」は増額対象となりません。

「加給年金額」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるものです。

○増額の対象となる金額は、支給停止となる額を差し引いた額です。

働きながら老齢厚生年金を受給するときは、報酬や賞与の額に応じて年金の一部が支給停止される場合がありますが、繰下げ期間中の増額の対象は、支給停止となる額を差し引いた支給額です。

○老齢基礎年金を繰下げる場合、繰下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

「振替加算」は、加給年金対象の配偶者が65歳で対象者でなくなった後、ご自身が受ける老齢基礎年金に振り替えて加算される給付です。昭和41年4月1日以前生まれの人のみを対象とした経過的な給付です。

このほか、繰下げにより増額された年金を受給することで、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響がある場合があります。

遺族給付又は障害基礎年金以外の障害給付の受給権を有している場合は、老齢厚生年金を繰り下げることはできません。

B（R7.11）